

8 出荷奨励金取扱要領

この要領は、奈良県中央卸売市場（以下「市場」という。）の卸売業者が交付する出荷奨励金（奈良県中央卸売市場条例（昭和 52 年 4 月奈良県条例第 1 号）に規定する出荷奨励金をいう。）に関して必要な事項を定めるものとする。

1 年間支出累計額の限度

2 及び 3 により卸売業者が交付する出荷奨励金の年間支出累計額の限度は、次のとおりとする。

- (1) 青 果 部
年間総取扱金額の 1000 分の 10 以内の額
- (2) 水 産 物 部
年間総取扱金額の 1000 分の 3 以内の額

2 交 付 率

出荷者に対する出荷奨励金（特別の出荷奨励金を除く。）の交付率は、次のとおりとする。

- (1) 出荷者が団体の場合
 - ア 青 果 部
次の表に定めるところによる。

出荷者区分	交 付 率	
	野 菜	果 実
共同選別による共同出荷を行う県単位以上の生産者団体で規格及び包装の統一された物品を計画的かつ大量に市場に出荷するもの	年間総取扱金額 17 ——以内 1000	年間総取扱金額 10 ——以内 1000
市町村単位以上の生産者団体で規格及び包装の統一された物品を計画的かつ相当多量に市場に出荷するもの	年間総取扱金額 5,000万円以上 7/1000以内 3,000万円以上～5,000万円未満 6/1000以内 1,000万円以上～3,000万円未満 5/1000以内 500万円以上～1,000万円未満 4/1000以内	年間総取扱金額 5,000万円以上 5/1000以内 3,000万円以上～5,000万円未満 4/1000以内 1,000万円以上～3,000万円未満 3/1000以内 500万円以上～1,000万円未満 2/1000以内
その他の生産者団体で規格化された物品を計画的かつ大量に市場に出荷するもの	規格化の程度等が類似している生産者団体の交付率を考慮して調整する。	

イ 水産物部

年間総取扱金額の1000分の3以内

(2) 出荷者が個人の場合

出荷奨励金を交付しないのを原則とする。

3 特別の出荷奨励金

特別の出荷奨励金は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 全国販売農業協同組合連合会及び日本園芸農業協同組合連合会に対する特別の出荷奨励金

- (2) 出荷者に対する災害見舞金、安値見舞金、需要増進事業費、選別場助成金その他特別の出荷奨励金で生産の奨励又は需要の増進を図るため奈良県中央卸売市場場長（以下「場長」という。）が特に必要と認めたもの

4 出荷奨励金の交付報告

卸売業者は、出荷奨励金を交付したときは、その日の属する月の翌月の10日までに出荷奨励金交付報告書（第1号様式）に出荷奨励金交付明細書（第2号様式）を添付して場長に提出しなければならない。

附 則 この要領は、条例施行の日から実施する。

附 則 この要領は、昭和54年6月13日から実施する。

附 則 この要領は、平成12年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成24年5月1日から実施する。

附 則 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成29年5月1日から施行する。

